

『助け合い共済』のご案内

(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

当組合では「共同互助の精神を基礎とした相互扶助」を実現する一環として、組合員の皆さまへ補償制度を設けています。



補償対象者

熊本県小中学校生活協同組合の組合員(本人)

保険期間(ご契約期間)

令和2年7月1日午後4時から令和3年7月1日午後4時まで

お支払いする保険金

交通事故等によるケガを補償！

傷害死亡保険金

交通事故等によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

傷害後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

傷害手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内^{※2}に手術を受けた場合にお支払いします。

傷害入院保険金

事故によるケガの治療のため、入院した場合に、傷害入院保険金の支払対象期間^{※1}内の入院に対してお支払いします。

※1 支払対象期間は裏面「保険金額(補償の内容)」をご確認ください。
※2 支払対象期間は傷害入院保険金の支払対象期間と同じとなります。

- この保険は熊本県小中学校生活協同組合を保険契約者とし、熊本県小中学校生活協同組合の組合員を被保険者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- このチラシは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(熊本県小中学校生活協同組合)に交付されます。

交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

このようなときにお役に立ちます

<交通事故等の例>



走行中の車にはねられたケガ



オートバイにぶつけられたケガ



乗っていた列車の事故によるケガ



駅構内(改札口の内側)の階段で転んだケガ

保険金をお支払いする場合

被保険者(補償の対象となる方)が交通事故等により被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。交通事故等によるケガとは、次の(1)~(4)のケガをいいます。

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ
 - (2) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
 - (3) 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等によって被ったケガ
 - (4) 交通乗用具の火災によって被ったケガ
- * 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

保険金額(補償の内容)

補償内容	保険金額
傷害死亡・後遺障害保険金額	50万円
傷害入院保険金日額	1,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術: 傷害入院保険金日額の5倍

交通事故等を補償

約40秒に1人が
道路交通事故で
死傷しています。

* 平成26年版交通安全白書(内閣府)より算出

(「交通事故危険のみ補償特約」セット、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数60日・免責期間0日)

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

事故が起こった
場合のお問い合わせは

ご契約の代理店または下記にご連絡ください。

■ あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

TEL. 0120-985-024 (無料)

※IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。

<万一、事故が起こった場合の手続き>

・事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険内容に関する
お問い合わせは

取扱代理店：株式会社ホロスプランニング熊本オフィス(担当：川越・藤澤)
〒862-0901 熊本県熊本市東町3-2-33 2階 TEL.096-360-6810

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

熊本支店熊本第二支社

〒860-0017

熊本県熊本市中央区練兵町56-1

電話: 096-353-3491 FAX: 096-355-7380

(2020年6月承認) B20-100705